

質問回答

平成 25 年 6 月 17 日

「メキシコ国日墨パートナーシップ・プログラム（JMPP）レビュー情報収集・確認調査」

（公告日：平成 25 年 6 月 5 日 / 公告番号：7）について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 4 頁 3 業務従事予定者の経験、能力等 (3)評価対象業務従事者 3)対象国	対象国として、メキシコ及びその他 南西アジアとありますが、 「南西アジア」は正しいのでしょうか。	誤りですので、「メキシコ 及びその他 中南米」と訂正します。
2	別紙 3 頁「(2)第一次現地調査」の工)と「(4)第二次現地調査」のオ)	第二次現地調査で委託するローカルコンサルタントは、メキシコ人を想定しているか。備上費および旅費(航空券・日当宿泊費)は、どこが負担するのか。	メキシコ人を想定しています。ローカルコンサルタントとの契約は現地再委託を想定しており、備上費及び旅費についても、現地再委託契約の契約金額に含めてください。
3	別紙 4 頁「7. 成果品等」の「(4)事例集冊子」と「(5)広報ビデオ」	これら 2 種類の成果品は、スペイン語の素材を現地で整理した後、日本で最終化することになるが、日本国内の業者が行うのか。あるいは、メキシコで備上したローカルコンサルタントに最終化の指示を出すのか。また、これら広報資料の対象は誰か。日本語訳(吹き替えまたは字幕)は必要か。	・2 種類の成果品の最終化については、ローカルコンサルタントではなく、日本国内で行うことを想定してます。 ・また、2 種類の成果品のうち、事例集冊子の配布対象について、スペイン語版はメキシコ及び現地調査対象国(パラグアイ、エルサルバドル、ホンジュラス)を含む中南米諸国の南南協力支援/三角協力を係る関係機関、そして日本語版は外務省、JICA 等 ODA 関係機関を想定してます。広報ビデオについては、業務指示書の記載どおり、スペイン語版のみの作成で、日本語訳は不要です。

4	別紙 6 頁「4. 実施上の留意事項」の (1)	スペイン語の通訳は、各国で備上が可能か。 備上費は、どこが負担するのか。	事業評価(4号)団員には必要に応じてスペイン語通訳をメキシコ等で備上可能です。備上費については、契約金額の中に含まれますので必要経費を通訳費等に計上してください。
5	別紙 7 頁「(2)閲覧資料」	これらの事業は、現地調査の対象候補ととらえてよいか(除外、追加は可能か)。プロジェクトサイトが首都から遠方のものもあるが、受益者グループへのインタビューや映像撮影は、治安状況も考慮して、可能か。	<p>・閲覧資料に記載した事業が現地調査の対象候補案件となります。ただし、第一回現地調査でのメキシコ側関係者との協議の結果次第で、一部除外や追加の可能性はあります。</p> <p>・現地調査対象国のうち、ホンジュラスにおけるプロジェクトサイトへの訪問については、JICA現地事務所長による承認が必要な地域も含まれていることから、JICAが現地事務所と治安状況等について考慮した上で、コンサルタントへ訪問可能なサイトを提示します。また、受益者グループへのインタビュー、映像撮影については、JICAが現地事務所を通じてその可否を確認・連絡します。</p>

以上